

「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する 審査基準の改定の概要について

1. 改定の趣旨

必要な見直しを行い、「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」を改定する。

2. 運用開始日

平成 22 年 6 月 1 日（予定）の開発許可申請分からとする。

ただし、下記 3. 主な改定項目 1) 1 - 1) 「行き止まり道路」の基準変更については、平成 22 年 9 月 1 日の開発許可申請分からの適用とする。

3. 主な改定項目

1) 都市計画法第 33 条（開発許可の基準）

1 - 1) 道路の基準の変更

「令第 25 条第 2 号ただし書」の適用範囲明確化

- ・開発区域に接する既存道路について、令第 25 条第 2 号ただし書きが適用される場合についての基準を明確化し、公共公益施設の場合等についての基準を新たに設けた。

「歩道を設置する場合」の基準明確化

「行き止まり道路」の基準変更

- ・終端部に「転回広場を設置する際の道路延長の考え方」について廃止した。

「転回広場」の基準明確化

- ・基準を追加した。

1 - 2) 雨水流出抑制施設について追記

- ・江東区雨水流出抑制対策実施要綱の施行に伴い、同要綱に基づく土木部水辺と緑の課との協議について、追記した。

1 - 3) 既存擁壁について追記

- ・開発区域内および開発区域に接して存する既存擁壁についての調査および安全性についての検討等について追記した。

2) 都市計画法第 35 条の 2（開発行為の変更）

- ・変更許可の事務の運用について、追記した。